

## 書籍紹介

今回、当事務所のお客様に関連する本が出版されましたので紹介します。

### 1 「京のキリシタン史跡を巡る」 三学出版刊

杉野 榮著

著者の杉野榮氏は、昨年迄洛西パプテスト協会の牧師をされておられた。当事務所とは20年来のお客様である。

本書は、キリスト教伝来からキリシタン迫害迄の京都でのキリシタンの存在や史跡を紹介している。洛中、北大路、東山、鴨川、洛西、京都周辺に分けて40ヶ所の史跡をたどり。我々の身近な場所に400年前に南蛮寺や殉教の地があったと思うと歴史をより身近に感じさせてくれる。

一人様の語り口で、読者に旅人として訪ねている感覚を持たせてくれ、京都観光の案内書としても興味深い一冊となっている。



### 2 「昭和テレビ風雲録」 扶桑社刊

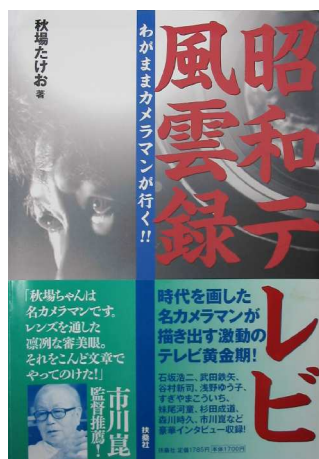
秋場 たけお著

著者は、元フジTVのカメラマンである。フジTV開局と同時に入社し、TVの創生期からデジタルの時代迄をTVの成長と共に歩まれた。

本書は、自分の生き様を、各時代の仕事仲間とのインタビューを通して表現し活字にしたものである。このインタビューの中に、当事務所のお客様である(株)ビューの社長様以下3名のスタッフの方との対談が出てくる。仕事を通じて信頼関係の築いていく過程がそれぞれの語り口の中に感じられて興味深い対談になっている。

「ザ・ヒットパレード」や「夜のヒットスタジオ」等のTVの裏話を知る事が出来、TVの進歩の中に世の中の変化が感じられる。

「機材はデジタルでも人の心はあくまでもアナログであり、その心を養う努力を怠ってはならないのだ」と言う氏の言葉が心に残った。



# PROGRESS プロGRESS

新納会計事務所・(株)新納経営

第29号  
2008年1月10日発行

〒604 0031 京都市中京区新町通二条下ル頭町16-1  
TEL 075(231)0335 FAX 075(231)0473  
<http://www.shinnou.net/>  
e-mail: smc-keiei@tkcnf.or.jp



PROGRESS (プログレス) とは「進歩」の意。皆様と共に進歩して行きたいという願いを込め発行します。

## 「日々是れ好日」に生きよう

所長 新納 賢二

あけましておめでとうございます。

皆様におかれましても、輝きき新年をお迎えの事とお喜び申し上げます。

新年早々の株価の暴落と原油価格の100ドル超えは、金融の信用不安を一層深刻化し、経済の先行き不安を募らせるばかりです。

しかし対外的な現象ばかりにとらわれて悲観的になるよりも目の前の課題を一つ一つ解決していくしかありません。

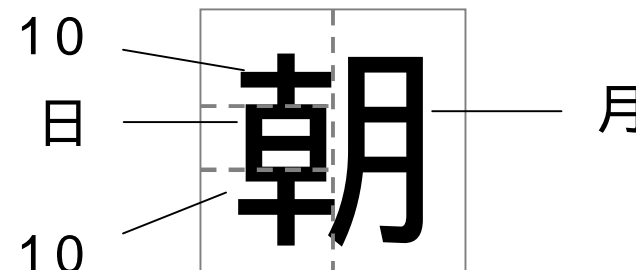
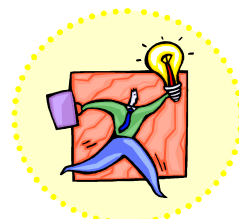
「日々是れ好日」と云う言葉を、私は新しい事をせず、無難に平穩無事に日々を過ごせれば幸せであると解釈していました。しかしこの間読んだ本によれば、根本から間違っていた事に気付かされました。

- (1) あるがままの自分の立場や環境を感謝を持って素直に受け入れる
- (2) その上に立って現状をたえず革新させていく挑戦的な気概を持つ
- (3) その為には朝のスタートが一番大事である。毎朝新しい人生が始まる気持ちで起き、人生に対して心から感謝する気持ちで1日にのぞむ。一生涯つらぬく仕事を与えられたことに対して感謝し、人に尽くし、客に尽くした喜びに感謝するのです。

現状維持ではなく、変革する事によってのみ、明日と云う好き日を迎えられるのです。

それには朝のスタートが一番大事である。

朝と云う文言を分解すると、十月、十日、になる。十月十日は、人間が母胎内から生命を宿す期間である。つまり朝は命の誕生なのである。



目次  
 1 ページ: 「日々是れ好日」に生きよう  
 2 ページ: 税制改正  
 3 ページ: 新しいお客様のご紹介・事務所退職者便り  
 4 ページ: 書籍紹介



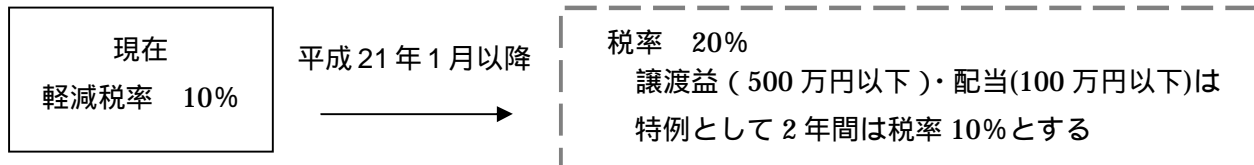


# 平成20年税制改正速報

昨年12月、平成20年度税制改正の大綱が決定、公表されました。今回の税制改正の要点は以下のとおりです。消費税については「社会保障の主要な財源」と位置づけられたものの、引き上げ幅や時期については明記されませんでした。なお、これから国会で審議し修正されるものであることをご留意ください。ここでは、4つの改正点に絞って取り上げます。

## 証券税制の見直し

上場株式の配当・譲渡益の軽減税率を廃止する。

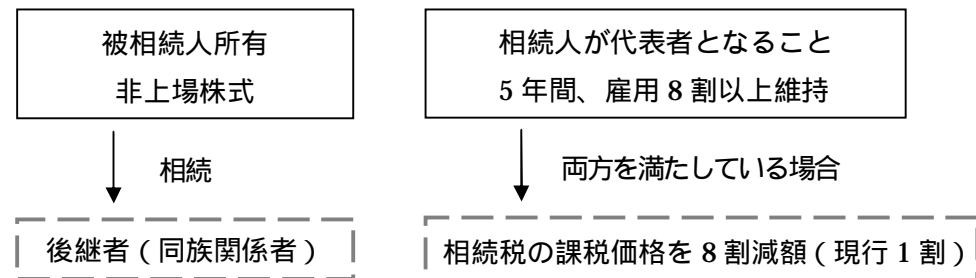


また、平成21年1月から株式譲渡損益と配当益を合わせて課税する「損益通算制度」を導入する。証券取引で損失が出た場合、配当所得から差し引いて課税することになります。

減価償却制度の法定耐用年数の見直し(平成20年4月以降に開始する事業年度について適用) 機械、装置を実態に即した使用年数に短縮し減価償却期間を短くする。また、設備ごとに細分化されていた区分を1事業1区分と簡素化する事で償却期間の算出を容易にできるようにする。

## 事業承継制度(平成21年度より)

被相続人が所有する非上場株式を事業承継相続人が相続し、一定の条件を満たしている場合、相続により取得した議決権株式等(株式総数の3分の2までの部分)にかかる相続税を8割軽減する。



## 省エネ住宅の税制面での優遇

住宅の省エネ改修工事等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の控除額に係る特例の創設。

	省エネ改修	その他増改築
税額控除率	2%	1%
控除期間	2年	5年
ローン残高上限	200万円	と合わせて 1,000万円

現行の住宅ローン減税との選択制になります。なお、どちらが有利となるかはローンの組み方により変わってきます。

平成20年4月~22年3月に省エネ改修を終えた住宅に係る固定資産税を3分の1に減額(工事完了翌年度に限る)する。一戸当たり120㎡相当分の固定資産税が対象で改修後3ヶ月以内に市町村に申告が必要となります。

## 新しいお客様のご紹介

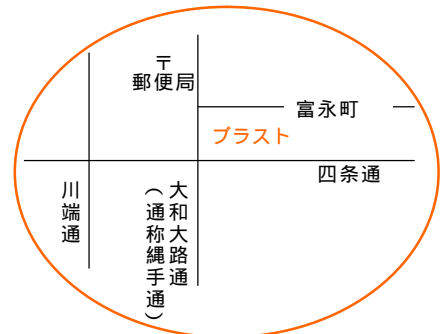
# Blast 株式会社 シドウ

この度、新しく当事務所の顧問先様となりました株式会社シドウさんは、祇園の縄手通を四条から北へ少し入った東側にてクラブを経営されています。代表取締役社長の清水野分氏は、29歳という若さで起業され、昨年11/9にお店「Blast(プラスト)」をオープンされました。店内は座敷やカラオケが完備された個室もあり、充実した空間が広がっています。社長さんをはじめ、従業員の皆さんが一丸となって頑張っておられます。



〒605-0078  
京都市東山区大和太路通四条上る富永町141番地  
SAKIZO フェニックスビル3F  
Tel・Fax 075-541-5651 (日・祝 休み)

代表取締役 清水 野分



お知り合いに会計事務所をお探しの方がいらっしゃる時は、ぜひご紹介いただきますようお願いいたします

## ~平松さんを囲んで~

昨年末、仕事納めに事務所恒例の昼食会が開かれました。今回は去年4月末にご主人の転勤のため退所された平松さんとご子息ゆきやくんも参加してくださいました。ゆきやくんもはじめての場所、大人に囲まれて最初は恥ずかしそうでしたが、食事が終わる頃にはだいぶ慣れてきてくれました。帰りには元気いっぱい、普段からご自身の甥御さんや姪御さんをおかわいがっていらっしゃる田尻さんと遊んでいて、人懐っこいかわいいお子さんでした。

千葉での新生活についてお伺いしたところ、現在5歳の息子さんが関東と関西では言葉が違うのでその部分で幼稚園に慣れるのがなかなかたいへんだったとのこと。また、長年通った京都の保育園のお友達が懐かしく、今回の食事会の後も保育園に寄られるとのことでした。ゆきやくんにも聞いたところ、京都のほうで給食がおいしかった!とかわいらしいお返事でした。

最後に、岡山に帰省される際には京都によっていただき、また次の機会にもぜひ参加してくださいねとお願いして散会となりました。平松さんとも約半年ぶりにお会いしたという感じせず、和気藹々として食事もおいしくたいへん楽しい会での仕事納めとなりました。

(文責 市川)

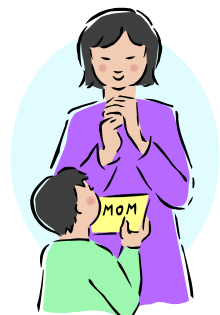


## ~大西(旧姓 山元)由美さんにお会いしました~



平成11年11月11日に結婚され、当事務所を寿退職された大西由美さんに昨年末、久しぶりにお会いしました。

現在は二児(男の子一人と女の子一人)の母親で、専業主婦生活を満喫されているとのことですが、当事務所での経験を生かして(?) 家計管理は完璧なようで、数年前に滋賀県の守山にマイホームを購入されて、現在は子育てを楽しまれているそうです。



(文責 田尻)